

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家外貨管理局、外為市場の活性化や機能発揮に支援策を発表

国家外貨管理局は2022年5月20日、『外為市場による実体経済へのサポートの更なる促進に関する措置についての通知』を発表しました。通知は外為市場の活性化やリスクヘッジ機能の発揮により、実体経済へのサポートを促すべく、外為デリバティブの多様化や銀行による関連業務の実施手続きの簡素化などの面から支援策を打ち出しました。

通知は5月20日より実施され、これに伴い、『国家外貨管理局の為替予約業務の共同展開に関する問題についての通知』（匯発[2010]62号）、『国家外貨管理局の銀行貴金属業務の外貨エクスポージャーの外貨管理に関する問題についての通知』（匯発[2012]8号）及び『国家外貨管理局の為替予約業務の改善に関する外貨管理問題についての通知』（匯発[2018]3号）が廃止となりました。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ 国民健康づくりの第14次五カ年計画の発表に関する国務院弁公庁の通知
（国務院、5/20）

地方政策

- ✓ 『上海市のエネルギー発展に向けた第14次五カ年計画』の発表に関する上海市政府の通知
（上海市政府、5/15）



MIZUHO

瑞穗銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家外貨管理局、外為市場の活性化や機能発揮に支援策を発表

国家外貨管理局は 2022 年 5 月 20 日、『外為市場による実体経済へのサポートの更なる促進に関する措置についての通知』¹(以下、通知)を公布しました。商品多様化に取り組み、銀行の業務展開を容易にする方針です。外為オプションについて、既存のヨーロピアンタイプに、アメリカンタイプ²とアジアン・オプション³を追加しました。また、銀行による関連業務の展開や外貨取引の実施などに関する承認等も不要としました。

今回の通知を発表した背景について、国家外貨管理局の幹部は 20 日の会見で、市場原理に基づいた人民元為替レートの形成メカニズムの整備や国内外為市場の改革と発展を受け、為替リスクの有効管理に対する市場参加者のニーズが高まりつつあると説明しました。更に、21 年の国内外為市場(人民元対外貨)の取引高は 37 兆米ドルと、12 年に比べ 3 倍増加したことを明らかにしました。

通知の主な内容については以下の通りです。

□ 通知の主な内容

通知は金融機関の役割強化や外為デリバティブの品揃え拡充、インフラの整備、共同展開外為デリバティブ業務の拡大、銀行自らの為替リスク管理の支援という 5 つの面から、外為市場の活性化や健全化に向けた措置を示しています。その詳細については以下の通りです。

金融機関の役割強化

国家外貨管理局の幹部は会見で、21 年末時点、国内外為市場における人民元対外貨のデリバティブ業務資格を有する銀行は 124 行となり、全国各地の外資を含む様々な種類の銀行が入っているとした上、金融機関、特に銀行が外為市場の主役となっているものの、一部銀行の外為サービスが市場の発展と多様化した顧客ニーズに応えられていないとの課題もあると指摘しました。これを踏まえ、通知は金融機関に対し、実需原則などに基づいた取引実施の確保など為替リスクマネジメント能力の強化を求め、外為業務の健全化を図るものとしています。なお、企業が為替リスクヘッジのため実施した外為デリバティブの取引規模について、21 年通年は前年比 59%増、22 年第 1 四半期は前年同期比 29%増となりました。

- ✓ リスク中立的意識を顧客に根付かせる。企業が為替リスクマネジメントを着実に実施し、商品のタイプと顧客の分類、アービトラージのニーズを合わせて考慮し、顧客に対しそのリスク許容度とアービトラージのニーズに相応しい外為デリバティブサービスを提供し、生産と経営上の不確定性を減らすこと
- ✓ 顧客に「バリューアップ」ではなく、「資産価値の維持」を中核とした為替リスク管理のプリンシプルを理解させ、主力事業に集中し、リスクヘッジを目的としたアービトラージだけを実施させる
- ✓ 実需原則や「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」という「業務展開 3 原則」に基づき業務を実施する。顧客と成約する前、顧客の人民元対外貨のデリバティブ取引指図に基づき、顧客身分の識別、適切度の評価、取引経緯の調査、業務書類のチェック、顧客の声明もしくは確認書の照合などの方法を利用し、その業務が実需原則に適合するか否かを確認すること
- ✓ 中小規模零細企業に対する為替リスク管理サービスの提供や外貨政策の浸透を強化する。中小企業に特化したアービトラージサービスを提供する

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2022/0520/20982.html>

² 権利行使期間の満期時だけに権利行使できるものをヨーロピアンタイプ、権利行使期間のいつでも権利を行使できるものをアメリカンタイプと呼ぶ

³ 満期時のオプション価値が、満期日までの平均価格に基づいて算定されるオプション。オプションの権利行使価格に満期日までの平均価格を使用するタイプと、原資産の価格を満期日までの平均価格とするタイプがある

外為デリバティブの品揃え拡充

既存の外為デリバティブについては、為替予約や為替スワップ、通貨スワップ及び外為オプション(ヨーロッパタイプ、11年導入)が挙げられます。21年の外為デリバティブの取引高は約23兆米ドルと、12年に比べ6.5倍増加しました。外為オプションはアービトラージの代表的な手段として、その取引高は上昇傾向をたどってきました。21年の銀行対顧客外為オプションの取引高は3,446億米ドルと、対顧客外為デリバティブ全体の26%を占めました。今回の通知は、アービトラージに対する多様化したニーズに対応するため、外為オプションにつき、既存のヨーロッパタイプにアメリカンタイプとアジア・オプションを追加しました。なお、国家外貨管理局の幹部は会見で、市場の状況に応じ、外為商品の開発を引き続き推進していくとしました。対顧客外為商品を豊富にすることで、より有効なリスクヘッジができるようになると思われます。

- ✓ 人民元対外貨のアメリカンタイプオプション、アジア・オプション及びそのポートフォリオを追加する。対顧客オプション業務資格を有する金融機関は、上記新商品の業務を自由に展開することが可能である
- ✓ 金融機関は顧客に対し人民元対外貨のデリバティブ業務を行う際、顧客の為替リスク管理の実需に基づき、反対売買や受渡もしくは差金決済等を自由に選択することが可能である。決済金額の算定に用いた参考値は中国本土市場における真実で有効な為替レートでなければならない
- ✓ 人民元対外貨デリバティブの損益、オプション料につき、中国本土の顧客は人民元で決済すること。域外の顧客は人民元もしくは外貨で決済することが可能であるが、損益とオプション料を同一の通貨で決済しなければならない
- ✓ 金融機関が実需原則に基づき対顧客外為デリバティブ業務、反対売買、差金決済を行うことにより発生した損益につき、顧客に対し相応な外貨取引(元転・外貨転)を実施することが可能である。金融機関は、顧客による外貨管理規制を回避する外為デリバティブ業務の展開に協力してはならない
- ✓ 金融機関が顧客に対し、スタート時とエンド時の人民元金額が一致し、外貨金額が異なる人民元対外貨の為替スワップを行うことにより発生した外貨エクスポージャーにつき、元転・外貨転総合ポジション管理に組み入れることが可能である

インフラの整備

インフラ整備について、通知は中国外貨取引センター(CFETS)及び銀行間市場清算所(上海清算所)による外為市場サービスの高度化を支持するとし、CFETSなどに対し取引システムの更新を求めたほか、取引コストの軽減にも言及しました。国家外貨管理局の幹部によると、CFETSは中小規模零細企業に対し、外為デリバティブ取引に関する手数料を免除しており、22年に免除額が累計で1,100万元を超える見通しです。

- ✓ 銀行間外為市場に人民元対外貨のアメリカンタイプオプション、アジア・オプション及びそのポートフォリオを追加し、CFETS及び上海清算所は技術サポートと市場サービスを着実に提供する
- ✓ 市場のニーズに対応するため、CFETSは銀行間人民元対外貨デリバティブの対象通貨を拡大、上海清算所は人民元対外貨のCCP清算業務の期限と対象通貨を拡大することが可能である
- ✓ CFETSによる銀行・企業向けサービスプラットフォームの改善を支持し、企業の多銀行向け価格提示、取引とプロセスマネジメントの電子化を実現し、取引コストを軽減させ、企業の外貨取引とリスク管理を便利にする

共同展開外為デリバティブ業務の拡大

通知はデリバティブ業務資格を保有しない協力銀行による人民元対外貨デリバティブ業務の共同展開に関する要件を付属資料で明記したほか、共同展開が可能な人民元対外貨デリバティブ業務として、従来の為替予約に為替スワップなども追加しました。なお、協力銀行の拠点によるデリバティブ業務の展開につき、これまでの事前審査承認から事前報告へと切り替えました。中小金融機関による多様な外為デリバティブ業務の共

同展開が中小規模零細企業の為替リスクマネジメントへのサポートに資するとされています。

- ✓ 資格を有する銀行は協力銀行に対し、為替予約や為替スワップ、通貨スワップを含む人民元対外貨デリバティブ業務の協力サービスを提供することが可能である。付属資料（略）として掲載された『銀行協力による人民元対外貨デリバティブ業務の実施細則』の要件を満たす協力銀行は規定に従い人民元対外貨デリバティブ業務の共同展開を行うことが可能である
- ✓ 上記でいう資格を有する銀行とは、相応のデリバティブ業務資格を有する銀行間外為市場のマーケットメイカー（トライマーケットメイカーを含む）及びその拠点を指す。協力銀行とは、中国本土における人民元対外貨デリバティブ業務資格を有さない銀行及びその拠点を指す

銀行自らの為替リスク管理の支援

通知は銀行の資本金の元転・外貨転につき、一定の要件を満たせば事前審査承認を不要としました。また、銀行の貴金属業務における外貨エクスポージャーの解消による外貨取引の届け出を不要としました。更に、銀行による為替リスクの管理を実施しやすくするために、銀行の金輸入、剰余金、資本金（運転資金）、直接投資等により発生した外貨エクスポージャーにつき、銀行が実需原則に基づき、外為デリバティブを利用しアービトラージを行うことを認めました。これは銀行業務の健全化に加え、外為市場の厚みと幅の拡大にも資するとされています。

- ✓ 銀行資本金（運転資金）の人民元と外貨の転換につき、以下の要件を満たす場合、銀行は自ら審査承認を行い、真実性を証明する資料を保存した上で実施することが可能であるが、その20日前に事前に所在地の外貨局（国家外貨管理局の各地支局）に書面にて通知しなければならない
 - ① 『銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法実施細則』（以下、匯発〔2014〕53号）第25条第1項の規定を満たす。本条第2項が規定した政策性出資の情状を除く
 - ② 外資銀行が法人化もしくは人民元業務の展開により外貨資本金を元転する必要がある
- ✓ 銀行が政策性出資により発生した資本金（運転資金）の人民元と外貨の転換につき、引き続き匯発〔2014〕53号に従って実施する
- ✓ 銀行の中国本土における人民元建て貴金属（金、銀、プラチナ等）直物取引業務、上海黄金交易所での金と銀の直物取引業務、域外市場における貴金属エクスポージャー解消のための取引により発生した外貨エクスポージャーにつき、銀行は自ら外貨取引を行いエクスポージャーを解消することが可能である
- ✓ 銀行自身の金輸入、剰余金、資本金（運転資金、政策性出資を含まない）、直接投資等により発生した外貨エクスポージャーにつき、銀行は実需原則に基づき、人民元対外貨デリバティブ業務によりアービトラージを行うことが可能であり、真実性を証明する資料を保存しなければならない。銀行自身のデリバティブ取引は対顧客デリバティブ取引と見なされ、銀行の元転・外貨転統計対象に盛り込まれる

近年、国内外為市場の改革開放に加え、市場参加者とそのニーズの多様化もあり、為替リスクヘッジの手段とされた外為デリバティブの増加や、外貨エクスポージャーの解消を目的とした外貨取引とデリバティブ取引に関する規制緩和を求める声が増えてきました。通知はこれらの要望に応えた一方、人民元相場の混乱回避や国内金融市場の安定維持を念頭に、実需原則等の徹底やリスクヘッジを目的としたアービトラージに限る方針も改めて強調しました。なお、協力銀行による外為デリバティブ業務の共同展開や、銀行自らのデリバティブ取引に対する支援は、外為市場の活性化につながるほか、地政学リスクなどを意識した為替管理の役割発揮を図るものと見られます。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

国民健康づくりの第14次五カ年計画の発表に関する国务院弁公庁の通知

(原文：国务院办公厅关于印发“十四五”国民健康规划的通知)

国弁発〔2022〕11号

国务院 2022年5月20日公布

【主要内容】

- 国务院は『中華人民共和国国民経済と社会発展第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標要綱』及び『「健康中国2030」計画要綱』の方針に基づき、第14次五カ年計画（2021～25年）期間の公衆衛生計画を策定・発表した。国民の健康増進を目指し、医療資源の高度化・バランス化、危機対応能力の高い公衆衛生体制の整備等に向けた取り組みと目標を示した
- 25年までの主要目標については以下の通りである
 - ① 平均寿命は20年（77.93歳）より1歳延伸する
 - ② 妊産婦死亡率は出生10万対14.5以下（20年は16.9、以下同じ）
 - ③ 乳児死亡率は0.52%以下（0.54%）
 - ④ 5歳児以下死亡率は0.66%以下（0.75%）
 - ⑤ 重度慢性疾患による早期死亡率は15%以下（16%）
 - ⑥ 都市の空気質「優良」日の割合は87.5%（87%）
 - ⑦ ヘルスケアサービス業の規模は11.5兆元超
- 35年までには平均寿命が80歳以上に達することも目標に掲げている
- 健康管理に対する意識の向上を促し、適切な運動と食生活、禁煙、健診・検診の受診などの健康習慣をライフスタイルに根付かせる。感染症に対するモニタリングと予防対策、慢性疾患の早期発見・治療、心身の健康維持、食品と環境の安全確保などの面から病気予防と健康増進への取り組みを行う
- 条件を満たすオンライン医療サービスを医療保険の適用対象に盛り込む。長期介護保険制度の確立を段階的に推進する。医薬品の供給体制の整備に組み込み、集中仕入の実施対象となる医薬品及び高価格医療用消耗品の範囲を拡大する
- ヘルスケア産業の成長を促進する。新薬や重度疾病の治療薬の研究開発と産業化に注力するほか、優良なジェネリック医薬品の開発も支持する。介護需要を満たすために、ロボットなどAI（人工知能）を利用したリハビリ機器の普及・応用を進める
- 高齢者能力総合評価を実施し、医療機関による高齢者向け施設との連携により、高齢者向け介護及び「診断+介護」サービスの提供を増やす

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-05/20/content_5691424.htm

地方政策

『上海市のエネルギー発展に向けた第14次五カ年計画』の発表に関する上海市政府の通知

(原文：上海市人民政府关于印发《上海市能源发展“十四五”规划》的通知)

滬府発〔2022〕4号

上海市政府 2022年5月15日公布

【主要内容】

- 上海市政府は低炭素社会の実現を目指し、第14次五カ年計画期間（2021～25年）におけるエネルギー全体の発展計画を発表し、エネルギー消費総量と構造の最適化やエネルギーシステムの健全化などに向けた取り組みと目標を示した
- 25年までの主要目標については以下の通りである
 - ① エネルギー供給能力は1億3,500万TCE（標準石炭換算トン）前後を目指す

- ② 電力消費量は1,850億kWh以上となる見込み。電力消費に占める再エネ発電量の比率が約36%、地元再エネの発電量の比率が約8%を目指す
 - ③ 天然ガス消費量は約137億m³に増加する見込み。一次エネルギー消費に占める天然ガスの比率を約17%に高める
 - ④ 石炭消費量を5%前後削減し、一次エネルギー消費に占める比率を30%以下に抑える
 - ⑤ 一次エネルギー消費に占める非化石エネルギーの比率を20%前後に高める
 - ⑥ 火力発電設備の石炭消費は平均290g/kWhを下回る
 - ⑦ 発電設備容量につき、天然ガス発電は1,250万kWに達するほか、風力発電は180万kW、太陽光発電は270万kW、バイオマス発電は40万kW増やすことを目指す
 - ⑧ 電気自動車の発展を支援するため、充電施設20万カ所とタクシー向け充電スタンド45カ所以上を新設する
- 全国統一の電力市場体系建設の方針に基づき、現物を中心に電力市場の改革を推進する。国際的影響力を有する石油ガス取引市場の構築も進める
 - 長江デルタ地域におけるエネルギーシステムの一体化した発展に注力するほか、上海のエネルギー企業の海外進出も奨励する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220515/b0a5838d0ae944619d8559fd95b66bf1.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。